

## “三方よし近江牛”活動推進マーク使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「牛よし」、「人よし」、「社会よし」の「三方よしの近江牛生産」の取組活動の推進および普及促進として定めた“三方よし近江牛”活動推進マーク（以下、「推進マーク」という。）の適正な使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (使用の届出)

第2条 推進マークを使用する場合は、あらかじめ「“三方よし近江牛”活動推進マーク使用届出書（別記様式第1号）」（以下、「使用届出書」という。）を農政水産部畜産課長（以下、「畜産課長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 報道機関が報道の目的で使用する場合
  - (2) その他畜産課長が適当と認めた場合
- 2 畜産課長は、必要があると認める場合には、推進マークの使用方法その他について、条件を付することができる。
- 3 畜産課長は、推進マークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合、使用の中止を申し立てることができる。
- (1) 近江牛および生産者等の信用または品位を損なうと認められる場合
  - (2) 第三者の利益を害すると認められる場合
  - (3) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関するものと認められる場合
  - (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあると認められる場合
  - (5) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、または使用する恐れのあると認められる場合
  - (6) 使用届出書に記載した使用方法以外の方法で使用した場合
  - (7) その他、畜産課長が不適切であると判断した場合

### (使用確認書の交付)

第3条 前条に基づく届出があった場合、畜産課長はその内容を確認し、適当と認める場合には、「“三方よし近江牛”活動推進マーク使用確認書（別紙様式第2号）」を届出者に交付する。

### (使用料)

第4条 推進マークの使用料は、無料とする。

### (使用状況の確認)

第5条 畜産課長は、使用者に対し、推進マークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、また、推進マークを使用した物品や資料等の提出を求めることができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 推進マークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「三方よしの近江牛生産」の取組の説明と一体的に使用すること
- (2) 使用者が提供する物品やサービス等について、滋賀県により品質や安全性が保証されていると誤認される方法で使用しないこと
- (3) 近江牛および生産者等の信用または品位を損なう使用をしないこと
- (4) 推進マークを自己の標章や意匠とするなど、独占的に使用しないこと
- (5) 推進マークは、別紙に沿って使用すること
- (6) 第2条第2項により条件を付された場合は、当該条件に従うこと
- (7) 第2条第3項第1号から第5号までに該当しないこと

(届出内容の変更)

第7条 推進マークの使用を届け出た後、内容について変更しようとするときは、改めて変更後の使用について「“三方よし近江牛”活動推進マーク使用届出書(別記様式第1号)」を畜産課長に提出しなければならない。

(責任の制限)

第8条 推進マークの使用を届け出た者が推進マークの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、推進マークの使用に関して必要な事項は、畜産課長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、令和5年11月1日から施行する。

付 則


- 1 この要領は、令和6年8月19日から施行する。
- 2 この要領の施行以前に届け出た内容による使用については、現物の限りの使用とする。


## 別紙


### 1 形状（デザイン）


カラー	モノクロ（単色）
 <p>牛よし人よし社会よし 滋賀県は「三方よしの近江牛生産」の 取組を推進しています</p>	 <p>牛よし人よし社会よし 滋賀県は「三方よしの近江牛生産」の 取組を推進しています</p>

### 2 色（カラー）

 プロセスカラー C20 M100 Y100 K20  
DIC 2486

 プロセスカラー C100 M80 K20  
DIC 255

 プロセスカラー C100 M30 Y100 K40  
DIC 377

 プロセスカラー C20 M30 Y70  
DIC 2316

### 3 留意事項

- 推進マークの形状（デザイン）および色（カラー）を変更しないこと
- 拡大・縮小する場合は、縦横比率を変えないこと
- 文字サイズが日本工業規格 Z8305(1962)に規定する 5.5 ポイント以上となるサイズで使用する  
こと
- 別のロゴデザインに統合したり、組み合わせたりしないこと

別記様式第 1 号

年 月 日

(あて先)

滋賀県農政水産部畜産課長

(届出者) 住所(所在地)

氏名(名称)

“三方よし近江牛”活動推進マーク使用届出書

“三方よし近江牛”活動推進マーク使用取扱要領第 2 条に基づき、下記のとおり、使用したいので、届け出ます。

使用にあたっては、同要領第 6 条の規定を遵守します。

1 使用目的	
2 使用方法	
3 使用予定期間	
4 連絡先	(担 当 者) (電話番号) ( E-MAIL )
5 備考	

年( 年) 月 日

“三方よし近江牛”活動推進マーク使用確認書

(届出者)様

滋賀県農政水産部畜産課長

年 月 日付けで届出のありました“三方よし近江牛”活動推進マーク(以下、「推進マーク」という。)について、届出内容を確認しましたので、“三方よし近江牛”活動推進マーク使用取扱要領(以下、「要領」という。)第3条に基づき、使用確認書を交付します。

別途、推進マークのデータを送付しますので、御確認いただくとともに、要領の記載事項を遵守してください。

【※要領第2条第2項に基づいて条件を付す場合、以下を加える。】  
なお、要領第2条第2項に基づき、以下の条件を付すこととします。

・

(お問い合わせ先) 滋賀県農政水産部畜産課 TEL
---------------------------------